

フリーダム創生スタッフ研修

## 成年後見制度を知っておこう

### 1. 成年後見制度って何だろう

#### (1) どんな制度か

判断能力が不十分な成年者を保護し、支援する制度。2000(平成12)年4月に施行。

認知症や知的障害、精神障害によって判断能力が低下し、契約などの事務(法律行為)や財産管理などを自分で行うことが困難な方のために、後見人等が代わりに契約を締結したり財産を管理したりする。

#### (2) 誰が利用するのか

- ・認知症、知的障害、精神障害などで判断能力の低下した方
  - ※その親族が利用を決める場合も含む。
- ・身寄りがない方や子供がいない方などで、将来認知症になったときの財産管理や契約等の手続き、亡くなった後の各種手続きを誰にしてもらえばいいのかわからず不安な方
- ・将来認知症になったときの代理人を、判断能力のあるうちに自分で決めておきたい方

#### (3) 利用状況

※最高裁事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成28年1月～12月」より

- ・平成28年の申立件数 34,249件(大阪は2,713件)
- ・平成28年12月末時点での利用者数 203,551人
  - 男性利用者(本人)の約69%、女性利用者(本人)の約87%は65歳以上

#### (4) 基本理念

- ・自己決定の尊重
  - 本人の意思を尊重し、本人の利益保護との両立を図る必要がある。
- ・残存能力の活用
  - 障害のある方が自分らしく生活を送るためには、現在残された能力を最大限に活用することが大切である。
- ・ノーマライゼーション
  - 障害者が健常者と同様に生活できる社会がノーマルな社会であるという考え方。

## 2. 2つの成年後見制度

### (1) 法定後見制度

本人の判断能力が現在すでに低下している場合に利用する制度。判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれている。家庭裁判所によって選ばれた後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の代わりに法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、あるいは本人が同意を得ずにした不利益な法律行為を取り消したりすることで、本人の利益を保護したり日常生活を支援したりする。

### (2) 任意後見制度

現在はまだ判断能力がある方が将来のために利用する制度。まだ十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に自分の生活（療養看護）や財産管理について代わりに手続きなどをしてくれる人をあらかじめ自分で決め、その人と事前に契約を結んでおくというもの。契約は公正証書による。

任意後見人は、本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもとで本人を代理して契約などをする。

※移行型の契約 (生前)事務委任契約 + 任意後見契約 + 死後事務委任契約

---

---

---

## 3. 後見人等

### (1) 後見人等の事務

#### ① 事務の範囲 → 財産管理と身上監護

※財産管理とは

被後見人等の保護の必要な人の保有する財産に関するすべての行為。保存行為だけでなく、処分行為も含む。

具体的には、金融機関との取引、重要書類等（実印、印鑑登録カード、年金関係書類、通帳、有価証券、保険証券、各種契約書等）の保管、不動産の維持・管理、日常生活での金銭管理など。

※身上監護とは

被後見人等の保護の必要な人の生活、介護、医療等に関する法律行為のこと。

具体的には、医療に関する手続き、施設等の契約及び手続き、介護に関する契約及び手続き、住居の確保、生活環境の維持、自治体への各種申請届出など。

#### ② できないこと → 本人が行った日用品の購入の取消、事実行為、医療行為への同意、

身元保証人、居所の指定

#### ③ 報告の義務 → 家庭裁判所、後見監督人

(2) 誰が後見人等になるのか

- ・原則は誰でもなれる
  - ・平成 28 年の最高裁のデータでは、親族が 28.1%、第三者が 71.9%
- 
- 
- 

4. 制度の利用方法

(1) 法定後見制度【申立てという手続き】

- ① 申立書類とその添付書類を準備する。
  - ・申立書類(申立書、照会書、親族関係図、財産目録、収支予定表)
  - ・申立人の戸籍謄本
  - ・本人の戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書
  - ・診断書
  - ・資産や収支を示す資料のコピー
  - ・候補者の住民票、陳述書
  - ・親族の同意書
- ② 管轄の家庭裁判所に申立てをする。
  - ※申立ては、本人のお住まいを管轄する家庭裁判所に対して行う。
  - ※申立人になれるのは、本人・配偶者・4親等内の親族。
- ③ 家庭裁判所による審理(調査・鑑定)
- ④ 審判(後見人等が選任される) → 確定 → 登記
- ⑤ 後見事務が開始される。

(2) 任意後見制度【公正証書による契約という手続き】

- ① 後見人になってくれる人を決めて、契約の内容を相談する。
  - ② 公証役場の公証人に契約書の内容を伝えて、公正証書を作成してもらう。
  - ③ 内容を確認して調印する。(契約締結) → 登記
  - ④ 見守りや生前事務委任契約をしている場合は、状況に応じてスタートする。
  - ⑤ 判断力が低下してきたとき、診断書を取り、家庭裁判所に監督人選任の申立てをする。
  - ⑥ 任意後見契約書に基づいた後見事務が開始される。
- 
- 
-

5. どのようなときに利用を考えるとよいか

(1) 家族のために

- ・高齢の親や障害を持つ子供が安心して生活できるようにしたい。
- ・家族に負担をかけないようにしたい。
- ・金銭面で親族間トラブルが後々起こらないようにしたい。

(2) 自分のために

- ・認知症だけでなく入院の際など、いざというときに頼れる人を作っておきたい。
- ・判断能力が低下しても、できるかぎり自分の意思を尊重されるようにしておきたい。

(3) 実際の後見事例

- ・法定後見：自宅で生活をする高齢者夫婦
- ・法定後見：相続人となった認知症患者
- ・法定後見：親を亡くした知的障害をもつ子ども
- ・任意後見：身寄りのない高齢者
- ・任意後見と法定後見：高齢者の親と精神障害をもつ子どもの家庭

---

---

---

6. 障害をもつ子どもの将来のために

(1) 親なき後の問題

- ・誰が身上監護を行うのか → 成年後見制度
- ・誰が財産管理を行うのか → 成年後見制度、民事信託
- ・親の財産を継承させるにはどうしたらよいか → 遺言、民事信託

(2) 独り立ちを支える後見制度の利用

① 補助の利用

→ 法定後見の終了事由

- ・審判の取消(判断能力の回復など)
- ・本人の死亡
- ・後見人等の死亡、辞任、解任、欠格事由の発生

② 任意後見制度の利用(判断能力がある場合)

---

---

---